

「学力に関する証明書」申請時の注意事項

※「学力に関する証明書」を申請される前に必ずご一読ください。		確認欄
1.「学力に関する証明書」とは 教育職員免許状(以下「免許状」という)を取得するにあたって、必要となる単位数を関係法規で定められた区分に読み替えた証明書のことです。そのため「免許状」取得に必要な科目名とその単位数のみが記載され、成績評価(優・良・可・認)は記載されません。 ●修得した全ての科目の単位数、成績が必要な場合は「成績証明書」を申請してください。 ●「学力に関する証明書」は「免許状」を取得したことを証明するものではありません。 ●「免許状」を取得していることを証明する証明書を希望される場合は、「免許状」を授与された都道府県教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」を申請してください。 <u>※本学から一括申請で免許状を取得した方は岡山県が授与権者となります。</u>		確認しました ☐
2.「学力に関する証明書」が必要な場合(使用目的) 1)「免許状」取得に必要な単位が全て修得できており、教育委員会に「免許状」の申請を行う。 2)「免許状」取得に必要な単位が修得できていないので、教育委員会で不足単位を確認する。 3)「免許状」取得に必要な単位が修得できていないので、他大学等で不足単位を確認する。		確認しました ☐
3.入学年度別の適用免許法について 「学力に関する証明書」は在学当時の教育職員免許法にもとづいて作成されます。 下記の表にてご自身がどの適用免許法なのかをご確認の上、どの免許法で提出するのかを、 <u>事前に必ず提出先にご確認ください。</u> ※指定がない場合は入学年度に該当する免許法で発行します。 なお、旧法以前の入学年度の方が新法で申請される場合は、修得された科目を新法の科目に読替える必要がありますので、通常よりもお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。		確認しました ☐
適用免許法一覧	適用免許法	入学年度
	新法(平成28年改正法)	平成31(2019)年度入学～
	旧法(平成10年改正法)	平成12(2000)年度入学～
	【栄養教諭】旧法(平成16年改正法)	【栄養教諭】平成17(2005)年度入学～
	旧々法(昭和63年改正法)	平成2(1990)年度入学～
	旧々々法	～平成元(1989)年度入学以前
4.その他 1)在学時の科目の確認を行うため、発行までに概ね1週間程度のお時間をいただきます。 2)在学時の所属学科で取得できる免許種以外の証明書は発行できません。 3)英語等、日本語以外の言語での「学力に関する証明書」は発行できません。 4)在学時の氏名にて発行いたします。改姓・改名後の氏名では発行できません。		確認しました ☐